

令和6年度山口市意思疎通支援事業
意思疎通支援者（手話通訳）登録試験実施要項

- 1 目的 山口市意思疎通支援事業の意思疎通支援者（手話通訳）として登録するために必要な技術を審査する。
- 2 試験日時 令和7年1月26日（日） 午前10時00分～12時00分（予定）
- 3 試験場所 社会福祉センターしらさぎ会館（山口市堂の前町1番5号）
- 4 主催 社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
- 5 受験資格 ①山口市在住または在勤
②手話奉仕員証所持者又は若年層の手話通訳者養成事業「手話コミュニケーション講座」もしくは「手話通訳講座」修了者
※①②のいずれにも該当し、登録試験合格後に山口市意思疎通支援者として活動できる者、及び山口県手話通訳者養成講座を受講する意欲のある者
- 6 試験内容 ①実技 読み取り通訳問題 2題
②実技 聞き取り通訳問題 2題
- 7 受験料 無料
- 8 受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月6日（月）※1月6日必着
- 9 申込方法 別紙「登録試験申込書」に必要事項を記入し、
手話奉仕員証または該当講座修了証の写しを貼付の上、
しらさぎ会館へ持参、郵送、またはメールにてお申し込みください。
※「登録試験申込書」は山口市社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることができます。
- 10 合格発表 令和7年3月3日（月）郵送にて通知予定

※登録試験合格後、山口市意思疎通支援者の登録には、
山口市内の手話サークルへの加入と、事前研修への参加が必要となります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
社会福祉センター しらさぎ会館
担当：新村
〒753-0032 山口市堂の前町1番5号
（電話） 083-922-3666
（メール） syuwa@yshakyo.or.jp